

4月から定住助成制度を一部変更します

多久市では「定住助成制度」をさらに充実し、4月以降も引き続き実施します。引越しや転居を検討されている家族や友人へ、ぜひPRをお願いいたします。変更した制度の実施期間は、4月1日～2021年3月31日までです。

変更となる制度

①空き家リフォーム補助金

対象者

空き家バンク登録住宅の購入者

対象工事

空き家バンク登録住宅を居住のために購入した日から6か月以内に、市内業者に発注する50万円以上のリフォーム工事

■補助金額（基本額＋加算額の合計上限50万円）

【基本額】工事代金の50%

【加算額】家財道具の処分に要する経費の50%（上限10万円）

申請期限

リフォーム工事請負契約の前日まで

②親元同居増改築補助金

（現 二世帯同居増改築等補助金）

対象者

申請者または配偶者の親族（三親等以内）が市内に所有する住宅を増改築して同居を始める人

対象工事

同居開始の前後1年以内に完

了した200万円以上の増改築工事

■補助金額（基本額＋加算額の合計上限50万円）

【基本額】工事代金の3%

【加算金】地元業者加算30万円
転入加算 20万円

申請期限

住民票異動日から12か月以内

これまでと変わらない制度

○子育て・若者世帯定住奨励金

○移住子育て世帯家賃補助金

○新婚世帯家賃等補助金

○新婚世帯増改築等補助金

くわしくは、市ホームページ「定住のススメ」をご覧ください。



問い合わせ

総合政策課 地域づくり係

☎75-2116

産前産後期間の国民年金保険料免除申請制度が始まります！

国民年金第1号被保険者（自営業者、学生、無職の人など）が出産した場合、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が4月から始まります。

■免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（産前産後期間）を対象に、保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

※妊娠85日（4か月）以上の早産・死産・流産された人を含む

■対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の人

■届出時期

出産予定日の6か月前※届出ができるのは制度開始後（4月）から

■手続きに必要なもの

○年金手帳またはマイナンバーが確認できる書類

○印鑑

○本人確認ができる書類（運転免許証など）

○母子健康手帳



市議会議員選挙立候補届出事務説明会を開催します

4月21日（日）に執行予定の多久市議会議員選挙の立候補届出方法、選挙運動などの説明会を開催します。立候補予定者、またはその代理人は、必ず出席してください。

なお、会場の都合で、同伴者は2

人までとします。

■日時 2月21日（木） 10時～

■場所 多久市役所4階 大会議室西

○告示日 4月14日（日）

○投開票日 4月21日（日）



問い合わせ

選挙管理委員会 ☎75-4829

問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎31-4191

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159